

## これまでの議論を踏まえた今後の議論の素材

(\*)・・・特に、引き続き議論が必要と考えられる点

### 検討の基本的な視座 (p.1～p.3)

(有識者会議における主なご意見)

- 給付付き税額控除の制度設計に向けては、税と社会保険料、給付を総合的に捉えた包括的な分析や、経済財政・社会保障を俯瞰した議論の下、検討が進むことを期待。
- 社会保険料の裏には年金や医療等の給付があることに留意。
- 税と、例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる社会保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、現金給付も併せて見ていくことは重要。
- 消費税を含む分析を踏まえると、影響が大きいのは保険料であり、消費税の負担だけで考えるよりも、トータルで消費税を含む税・社会保険料負担全体を見た制度設計を考えるべきではないか。消費税を含む分析においてもなお、働く低所得者の負担が重く、低所得者に重点を置くべきなのは変わらない。
- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものであるので、これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。
- ライフサイクルを通じた分析なども踏まえ、異なる世帯や世代の様々な形での社会への貢献につき互いにリスペクトする視点が必要。異なる世帯の属性や世代によって分断を生じさせることで負担の押し付け合いの議論にならないよう留意すべき。

## 検討の基本的な視座

- 現下の政策課題全てを「給付付き税額控除」により解決できるというわけではない。全世代型社会保障の構築に向けた他の改革も併せて進めるべきだ。
- まずは給付付き税額控除について、できる限り早く成案を得るべく、給付付き税額控除の制度設計について集中的にスピード感をもって議論していくべきだ。
- 制度の導入までのスピード感が大事である。所得や資産の把握は追って対応し、制度の理想の姿を描きつつ、まずは実現可能な形で導入し、制度の連続性を確保し、技術革新や実施主体からのフィードバックも踏まえながら、段階的に精緻化を図っていくべきではないか。また、将来の世帯構造の変化等も踏まえつつ、定期的に検証して改善していくべき。

### (実務者会議における主なご意見)

- 日本の社会保障制度は、保険料の負担と給付とが対応している。現役世代の負担感が大きいですが、将来給付として戻ってくるものもあり、すべてが負担ではない。
- 社会保障財源は税と社会保険料が混じっており、その割合が分かりづらい。税はある種公平に、所得再分配がなされるが、社会保険料は、本来、負担と給付が釣り合う必要。税と社会保険料を目に見える形で区分して示さないと納得感がないと思うので、そのような視点をもって議論することを提案したい。
- 現段階の政策課題すべてを給付付き税額控除で解決できるわけではないとあるが、当然だと思う。
- 給付付き税額控除を導入したからただちに何かを廃止するわけではないことを丁寧に議論したい。

## 検討の基本的な視座

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 給付付き税額控除は、その制度設計に向けた議論を進める際には、
  - 所得税、住民税、消費税、社会保険料は負担という意味では同じであり、トータルで考える必要があることや
  - 社会保険料の負担の裏には給付があること、税には財源調達機能や再分配機能があること等、それぞれの政策手段の特性

を踏まえつつ、

- 社会保障における給付と負担は対応しており、現役時代に負担したものが将来給付として戻ってくるという、個人の一生全体を通じてみる視点や、
- 経済財政・社会保障を俯瞰した視座

の下で、検討するのではないか。

- さらには、世帯や世代間での分断や負担の押し付け合いとならないよう留意して議論を行うのではないか。
- まずは給付付き税額控除について、速やかに成案を得て実施していく必要があるが、現下の政策課題の全てを「給付付き税額控除」によって解決できるものではなく、全世代型社会保障の構築に向けた取組も進めていくのではないか。

## 受益と負担の全体像の分析(p.4~p.7)

(有識者会議における主なご意見)

- 税と、例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる社会保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、現金給付も併せて見ていくことは重要。
- 純負担率は、給付と負担の個別の制度が重層的に積み重なった結果である。個別の制度はそれぞれに合理性を有するものだが、社会保険料・税の負担を全体として見た時に、純負担率の改善が必要なケースがあることが分かった。
- 税と社会保険料の合計額から児童手当等の現金給付の額を控除した額を年収で除した「純負担率」を「共働き子育て世帯」で国際比較すると、日本の負担率構造の特徴として、低所得層の社会保険料負担が重く、家族手当などの現金給付が十分でないこと、その他低所得層における税制上の課題があることが挙げられる。また、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高くなっており、その後のカーブがフラットとなっている。なお、平均的な所得の世帯の純負担率は、諸外国と比較して高いとは言えず、高所得層では低くなっており、負担率の累進度が低い。平成以降は社会保険料の上昇により純負担率が上昇するとともに、所得税の累進性が緩和傾向にある。また、国際比較を行う際には、英国では資産要件を考慮しているユニバーサルクレジットにより1人当たり給付が高くなっている可能性に留意が必要。
- 社会保障において現物給付の果たす役割は大きなものがあるが、給付付き税額控除の制度設計に当たっては、現金ベースでの手取りの増減に着目すべき。
- 消費税を含む分析を踏まえると、影響が大きいのは保険料であり、消費税の負担だけで考えるよりも、トータルで消費税を含む税・社会保険料負担全体を見た制度設計を考えるべきではないか。消費税を含む分析においてもなお、働く低所得者の負担が重く、低所得者に重点を置くべきなのは変わらない。

## 受益と負担の全体像の分析

- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものである。これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。
- 給付付き税額控除は、税と社会保険料の制度の垣根を越えて負担を調整する画期的なもの。
- 単身世帯においても、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高い一方、平均的所得の世帯の純負担率は高いとは言えない。単身世帯においては、経済的事情により結婚の希望を叶えられない者、就職氷河期により十分な資産形成ができなかった者もいることを念頭に置く必要がある。また、現物給付を受ける機会が少なく、負担感が先行してしまうことを踏まえた丁寧なコミュニケーションが必要。
- 高齢世帯については、年金給付等により受益超過となっており、現役世代とは受益と負担の構造が異なっている。
- 高齢者を対象とする必要性は乏しいのではないか。一方で、就労している高齢者や公的年金保険料の支払いがある高齢者をどう考えるか。

(実務者会議における主なご意見)

- 税や社会保険料を払っている現役世代の純負担率を見ると、やはり中・低所得者の負担が厳しく、就業意欲を阻害しているといった点についてはもっともだと思ふ。現役勤労者世帯の税と社会保険料負担をまずしっかりと軽減し、カーブを就業意欲の促進につながるような形で是正することが大事であり、税と社会保険料の負担を一体とみて給付付き税額控除の議論を行うことは非常に合理的。

## 受益と負担の全体像の分析

- 勤労している高齢者の方が年金を受け取っている場合、その年金収入は所得に入るのかどうか。賦課方式のため性質が異なるという考え方もあり得るが、本人は保険料を払っているため、将来の金融資産であるという意識を持っている方も多数おられる。
- 高齢世帯は受益超過とのことだが、日本の社会保障制度は、保険料の負担と給付とが対応している。現役世代の負担感が大きいのが、将来給付として戻ってくるものもあり、すべてが負担ではない。同じ人の一生の中で、どの局面でどれだけ負担をし、利益を受けるかも資料として準備をした上で、同時代の負担と給付の在り方と、一生を通じてのライフサイクルにおける負担と給付の在り方、両方を議論していかないと、負担と給付がずれてくる。

## 受益と負担の全体像の分析

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 税と保険料で負担の性格は異なり、社会保険は負担の裏に給付があるが、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、給付と負担との間に時間差がある。若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実であり、税と保険料、そして、現金給付も併せた純負担率により、受益と負担の在り方を分析することが重要ではないか。
- 純負担率は、給付と負担に係る個別の制度が重層的に積みあがった結果であって、個別の制度はそれぞれに合理性を有しても、受益と負担を全体として見た時に、純負担率の改善が必要な場合があると考えられるのではないか。
  - ▶ 共働き子育て世帯の純負担率については、生活保護水準をやや上回る収入の世帯において、純負担率が諸外国と比べて高くなっているが、これは、所得が低い層の社会保険料負担が重いことや子育て支援等の差が要因と考えられるのではないか。
  - ▶ 単身世帯の純負担率は、一部を除き、諸外国と比較して高いとは言えないものの、経済的事情で結婚の希望を叶えられない者や、就職氷河期により十分な資産形成ができなかった者もいることを念頭に置く必要があるのではないか。
  - ▶ 高齢世帯については、現役と比べて税・社会保険料負担は重くなく、年金給付等もあり、純負担もマイナス(受益超過)。ただし、就労している高齢者や、純負担率が現役並みの中低所得高齢者もいることを念頭に置く必要があるのではないか。

## 政策目的と意義 (p.8~p.10)

(有識者会議における主なご意見)

- 給付付き税額控除は、制度横断的に、様々な負担を総合的に捉えて、全体として所得等に応じて負担を調整するとの位置づけで考えるべきではないか。その際、①需要サイドからの中低所得の勤労者の負担軽減を通じた所得再分配と②供給サイドからの就労促進の2つの観点を柱に検討を進めるべきか。
- 勤労している人々の支援に向けて、給付付き税額控除の制度設計を含む社会保障と税の一体改革として、就労ディスインセンティブにならない、なだらかで、累進度をある程度もった純負担率のカーブを実現していくべき。
- 現役・勤労世代について、持続的な賃金の引上げを行いつつ、勤労収入があり社会保険料を負担している中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにすべき。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とし、シームレスな支援を実現すべき。いわゆる「年収の壁」による就労抑制が最大のネックであり、178万円の対応も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。非正規労働者の労働条件の改善と一体で考えると効果的。なお、日本の就業率は諸外国より高いことを踏まえると、現に働いている方の負担をどう捉えるかが重要。
- 給付付き税額控除を含む社会保障改革は、就労インセンティブを最大限に引き出す制度であるべき。
- 地方から都市へ、若い女性を中心に、人口が流出しているが、給付付き税額控除により、勤労意欲を高めることができれば、地元で働くきっかけになるのではないか。
- 子育て世代を含めて生活が厳しい。特に若い世代を中心に、地方でも安心して生活、子育てができる、子育て世代に対して温かい国だというメッセージに繋がることが重要。
- 子育て世帯のみを念頭に支援するのではなく、単身や子育てが終わった世帯、起業に取り組む若者等を含む自営業者、生活保護を受給していない低所得の勤労者等に配慮が必要。

## 政策目的と意義

(実務者会議における主なご意見)

- 社会保障・税一体改革において軽減税率制度・総合合算制度と並列で議論するまでは、消費税の逆進性対策のみではなく、若年層や中・低所得者を中心とした子育て支援や就労支援といった観点からも議論されていたと認識。今回の議論においても、受益・負担の状況を幅広く分析しつつ、勤労意欲を高めしていく観点からの議論も必要ではないか。
- 現役勤労者世帯の税と社会保険料負担をまずしっかりと軽減し、カーブを就労意欲の促進につながるような形で是正することが大事であり、税と社会保険料の負担を一体とみて給付付き税額控除の議論を行うことは非常に合理的。
- 全体としての所得等に応じて負担を調整するという方向性について、総論として異論はない。
- 政策目的として中低所得者の生活改善と就労促進を目指すというところは個人的には賛同する。
- 制度の目的としては、現役勤労世代の負担軽減と就労促進の2つが中心。これに加え、負担感にも配慮して制度設計の議論を進めていただきたい。
- 就労インセンティブの増加をこの制度で目指すのかは議論の余地があるのではないか。資料内で示された図を見ると、社会保険料における「年収の壁」の手当を今回給付付き税額控除で行おうとすると見受けられたが、それは本来社会保険料側で解決すべき問題ではないかとも思う。例えば、今後年収の壁が動いたときに、給付付き税額控除の金額設定を変えるのか、という議論も複数のシステムが絡んでいると必要になる。給付付き税額控除は、特に勤労世代の中低所得者の生活を支援するところに特化しても良いのではないか。
- 給付付き税額控除の政策目的は、中低所得者の負担軽減と就労抑制効果の緩和の2つであり、消費税の逆進性対策としての給付付き税額控除は考えていないということか。
- 給付付き税額控除によって、現存する様々な貧困、格差を解消できると思うので、そうした制度設計の議論を行っていきたい。例えば、男女間の格差、都市と地方の格差、勤労者と自営業者との格差等について、実態を把握した上で、解消に向けてどういう制度設計をしていくのかという議論を精緻にしていかなければならない。

## **政策目的と意義**

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 給付付き税額控除は、制度横断的に、負担(税・社会保険料)と給付を総合的に捉え、純負担率を調整する点に意義があると考えられるのではないか。
- 政策目的については、下記2つの観点を柱としてはどうか。
  - ① 中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じた所得再分配
  - ② 収入と手取りの関係の屈折の緩和を通じた就労促進
- 子育て世帯の負担にも配慮をするか。

## 支援の単位(p.11～p.12)

(有識者会議における主なご意見)

- 就労インセンティブを給付付き税額控除の政策目的とするならば、支援対象は個人単位であり、個人の勤労性の収入に連動させるべきではないか。日本では、非正規雇用の女性を含め、就業調整が行われている実態がある。いわゆる「年収の壁」に効果的に対応をするためには、世帯単位ではなく、「個人単位の所得等に応じた支援額算定」が必要。
- 米国や英国の仕組みは世帯単位であるが、シングルマザーには効果があった一方で、既婚女性に対する就労抑制効果に関する指摘がある。個人単位であれば世帯合算の必要がない。
- 税・社会保険料の負担は基本的に個人単位であり、その負担軽減を目的とするならば、支援の単位は個人とすべき。
- 個人単位での支援を原則とした場合、配偶者が高所得者の場合に公平性の観点から議論が必要。支援額を逡減させる際には、世帯単位でも勘案すべき場合もあり、ハイブリッドな視点も必要。
- 実務の執行可能性の観点から、マイナンバーを用いて所得捕捉がしやすいのは、個人単位であり、制度の複雑化を避けて簡素化する観点からも、当面は個人単位とすることが適切。世帯単位とする場合には、世帯合算が必要となる。最終的に世帯単位を目指すかは議論が必要。
- 住民票上の世帯といっても多様であり、その全てに対応しようとする制度が複雑になる。公平性の観点から世帯の所得を把握する場合にも、できるだけ既存の仕組みを活用することを検討してほしい。
- 給付付き税額控除を導入したことにより、世帯分離が進むようなことにならないようにする必要。

## 支援の単位

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 支援の単位は、以下の観点から「個人単位」を原則としてはどうか。
  - 就労インセンティブや、いわゆる「年収の壁」への効果的な対応という観点からは、個人単位の所得等に応じた支援額の算定が必要である。支援の単位を世帯単位とした海外の事例においては、既婚で子どもがいる女性の就労促進に繋がりにくかったという指摘があったことも参考になるのではないか。
  - 税・社会保険料の負担を緩和することが目的であり、それらの負担は基本的に個人単位である点に着目すれば、個人単位とするのではないか。
  - マイナンバーを活用して所得を捕捉しやすいのは、個人単位の所得であり、制度の複雑化を避ける観点からは、個人単位とするのではないか。
- 一方、本人の所得が低くても、配偶者が高所得の場合等があり、公平性の観点からは、中期的には世帯単位の所得も一定勘案してはどうか。

## 支援額の考え方(p.13~p.17)

(有識者会議における主なご意見)

- 所得や収入に応じて手取りが連続的に増えるような制度設計とし、将来に向けて希望が持てる環境を整備するべき。
- 支援額を所得や収入に連動させ、「一定額以上の所得」を得ている場合には、支援額を逡減・消失させる仕組みとしてはどうか。その際、勘案する所得としては、少なくとも金融所得を勘案すべきである。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて一定水準まで逡増させるべきではないか。
- いわゆる「年収の壁」を超えた所得階層において、社会保険料負担が急激に増える、いわゆるレベルシフトが起こることを踏まえ、当該所得階層において支援額が増えるような制度設計とすることが必要ではないか。
- 支援額を勤労性の収入に応じて一定水準まで逡増させた後、支援額を一定額としてから、逡減・消失させる方が、就労インセンティブのスムーズな促進という観点からは望ましいのではないか。
- 非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、支援額を逡増とすると誤支給に繋がるのではないか。非課税ライン以下の所得の者も対象とする場合には、その部分の支援は定額とし、所得に応じて、定額、逡増、定額、逡減、とすることも考えられるのではないか。
- 具体的な支援額は、恒久財源の確保や、マーケットの受け止めも踏まえた財政規律とのバランスの観点から議論が必要。
- 支援額を逡減・消失させるにあたり考慮する所得や収入の範囲は、金融所得等を含めた「全ての所得」とすることが望ましい。その把握は直ちには難しく、スピード感をもって対応する観点から、まずは既存のインフラを活用して把握が可能な所得、すなわち、給与・事業所得とするべきではないか。
- 給付付き税額控除を含む税・社会保障全体について応能負担を原則とした制度とすべきであり、中長期的には金融所得や資産を勘案できるよう、最終的な理想像からバックキャストして、給付付き税額控除の段階的な精緻化を着実に進めるべき。

## 支援額の考え方

- 医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいるが、後期高齢者医療制度に留まらず、介護保険など他の社会保障分野にも金融所得勘案を広げていくことも検討すべき。給付付き税額控除の導入に向けた議論が、社会保障と税の一体改革を促す更なる触媒になることを期待。
- 預金の利子所得についても、本来は検討すべき所得に含まれると考えるが、その把握に当たっては、必要な対応を具体的に考えていくと相当の時間とコストがかかるため、給付付き税額控除の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討されることを期待。
- 資産要件の金額をどう設定するかにもよるが、就労促進、負担軽減という目的に照らせば、まずは所得把握を先行することが求められる。資産の把握は特に難しく、将来の検討課題とすべきではないか。不動産については評価が難しく、事務も複雑化するのではないか。コストパフォーマンスを考慮すべき。
- 金融所得や資産を反映させる場合は、資産形成に及ぼす影響や、資産間の選択に及ぼす影響に十分留意すべき。
- 経済情勢の変動に対して、支援額が自動的に調整される仕組みとすることにより、景気変動の緩和機能(ビルトインスタビライザー)を発揮し得る点も踏まえれば、中低所得者の負担軽減を主目的とする制度との整合性が高まるのではないか。インフレ等の経済のダイナミズムにより、所得や収入の名目額の実質価値が変動することを前提に検討を進めるべきか。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とし、シームレスな支援を実現すべき。いわゆる「年収の壁」による就労抑制が最大のネックであり、178 万円の対応も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。
- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものであるため、これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。

## 支援額の考え方

(実務者会議における主なご意見)

- どういう属性の方にどれくらいの給付をするかというパラメーターの話と、それをどのような仕組みで行うのかというシステムの話。パラメーターの議論は、保険料負担の割合をどうするかとか、生活保護や年金制度の見直しにもつながるような大きな論点。有識者会議から、このような論点は政治の世界で決めていただく必要がある、といった宿題のような形で投げかけていただく形もありうる。
- 勤労所得だけではなく、金融所得や不動産収入等を含めたトータルでの資産の把握と、それに応じた公正・公平な税のあり方を整理する必要がある。それができる環境は整いつつあるのではないか。
- 足下フリーランス対策が進んでいる中で、そこが取り残されるという場合には時代に逆行。そうした点についても今後議論していくとの発信が重要。

## 支援額の考え方

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 給付付き税額控除の導入を通じ、中低所得者にとって、所得に応じて現行制度下よりも一層手取りが増え、将来に希望が持てる環境を目指すべきではないか。
- 所得に応じた支援額とすることを基本とするのではないか。就労促進の観点から、支援額は勤労性の所得に応じて逡増させるのではないか。一定以上の所得がある者については、公平性の観点から、支援額を逡減・消失させるのではないか。
  - 非課税ライン以下の方の所得把握には執行上の課題があり、支援額を逡増させると誤支給に繋がる可能性があるため、定額とするが、非課税ライン超の方は所得に応じて逡増させるのではないか。
  - 直面する純負担率の急激な変動を避けるために、支援額は所得が増えるにしたがって、定額、逡増、定額、逡減、消失させるのではないか。
  - 勤労性の所得については、事業所得及び給与所得とするか。(＊)
  - 支援額を逡減・消失させる際に考慮する所得については、不公平是正の観点から、金融所得等、可能な限り広い範囲の所得を参照することを目指すのではないか。
  - 金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることも踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行うのではないか。預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、給付付き税額控除の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していくのではないか。
  - 資産の勘案については、その把握の困難性から将来の検討課題とすべきではないか。
- いわゆる「年収の壁」への対応を通じて、就労抑制効果を軽減することが重要。関連する社会保障制度の改革を進めつつも、新たな制度の中で、一定の対応を図ってはどうか。
- 支援額の設定はどのような考え方に基づくべきか。支援額を逡増・逡減・消失させる所得水準の設定はどのような考え方に基づくべきか。経済社会情勢の変

## 支援額の考え方

化に応じて、支援額を自動的に調整する仕組みを設けることについてどう考えるか。(＊)

- 給付付き税額控除は、純負担率を全体として調整するものと位置付け、実質的に社会保険料の負担軽減を図るものであっても、年金等の社会保険給付には影響させないのではないか。

## 支援の概要(子育て関連)(p.18~p.19)

(有識者会議における主なご意見)

- 低所得の子育て世帯については、諸外国と比較すると純負担率が高い。このため、支援額を、こどもの人数に応じて加算することも考えられるのではないかと。児童手当の給付は、所得制限が撤廃され、ユニバーサルに行われるようになっていて、中低所得の子育て世帯に集中的に支援できない。給付付き税額控除により、加算することによって、英仏に見られるような二層型の支援とすることも考えられるのではないかと。
- 就労促進の観点では、こどもの有無に関わらず、就労のディスインセンティブを軽減することが重要である。個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型による差異のあり方については、公平性や制度の簡素さの観点も踏まえ、総合的に検討する必要があるのではないかと。政策目的に近い政策手段で支援をすることが望ましく、子育て世帯への支援については、既に加速化プラン、児童手当等の子育て支援施策や、高校無償化等の既存施策があること、多くの社会保険制度では、こどもの人数に応じて社会保険料負担が変わるものではないことを考慮すると、制度の複雑化を避ける観点からも支援額の加算は不要ではないかと。
- 子育て支援や世帯人数を考慮するのであれば、扶養人数に応じて、支援を受けられる所得金額の上限を変えるべきではないかと。

(実務者会議における主なご意見)

- 子育て支援を含める必要が無いという意見もあるが、児童手当は所得制限無しにユニバーサルに給付することとしたばかりである。中低所得者に限って増額するという議論を再度行うことも難しいため、給付付き税額控除においては、子育て世帯についても中低所得者のところに裨益できるようにすることを考えても良いのではないかとという印象を受けた。
- 低所得の子育て世代の負担が多いという点は、別の制度で手当すべきではないかという議論もあると思われる。

## 支援の概要(子育て関連)

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 給付付き税額控除の制度設計の中で、子育て世帯への配慮をどうするか。  
(\*)
  - ▶ 低所得の子育て世帯については、諸外国と比較すると純負担率が高い。児童手当の給付は、所得制限が撤廃され、ユニバーサルに行われるようになっていて、中低所得の子育て世帯に集中的に支援できない。このため、こどもの人数に応じて加算等を行い、子育て世帯に集中的な支援を実現することが考えられるのではないか。
  - ▶ 就労を促進するとの政策目的や、個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型によって支援に差異を設けることについては慎重に検討すべきとも考えられるのではないか。子育て世帯への支援は、加速化プランや児童手当、高校無償化など既存の制度で手当てされていること、多くの社会保険制度では、社会保険料負担はこどもの人数に応じて変わるものではないことを踏まえれば、こどもの数に応じた加算等は不要とも考えられるのではないか。
  - ▶ 扶養する人数に応じて支援額を加算するのではなく、対象者として支援を受けられる所得金額の上限を変えることも考えられるのではないか。

## 支援の対象(p.20～p.23)

(有識者会議における主なご意見)

- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、
  - 中低所得の勤労世代を対象とすべきではないか。
  - 一定の勤労性の収入がある者を対象とすべきではないか。
  - 一定の社会保険料負担がある者を対象とすべきではないか。
  
- 国際的に見ても、低所得の勤労世代の方は社会保険料の負担が重くなっていることを踏まえ、支援の対象は、一定の就労と一定の社会保険料の納付があるものとして厚生年金保険の加入者とすべきではないか。ただし、被用者でありながら被用者保険(厚生年金や健康保険)に加入できず、国民年金・国民健康保険の保険料を負担している場合には、事業主負担が無い場合、低所得者にとって相対的に負担が重くなっている。そうした者については、本来は更なる適用拡大による対応が急務であるが、一定以上就労し、一定以上の社会保険料負担があれば対象とすべき。
  
- 国民年金の主な対象者である自営業者で、低所得の場合には、同様に保険料負担が重くなっている。給与所得者と比較すると、正確な所得の把握が難しい側面もある点を踏まえ、誤支給が生じにくい制度設計とすべき。
  
- 高齢者を対象とする必要性は乏しいのではないか。一方で、就労している高齢者や公的年金保険料の支払いがある高齢者をどう考えるか。年金収入の扱い、繰り上げ受給の場合、在職老齢年金との関係などについて、整理が必要ではないか。就労インセンティブを重視するなら、厚生年金加入期間の70歳まで、自営業者と給与所得者の公平性を重視するのであれば、基礎年金拠出期間の60歳までとすることも考えられるのではないか。
  
- 高齢者については、資産形成が進み経済的に余裕のある方と、そうでない方の間で、世代内における格差が存在する。世代間のみならず世代内の分配という観点も踏まえれば、資産の把握が必要となってくるのではないか。
  
- 政策目的が中低所得者の負担軽減と就労意欲の向上であれば、単身者も支援の対象とすべきではないか。

## 支援の対象

- 課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきであり、国民年金や国民健康保険の免除制度など、所得に応じた負担軽減措置がすでにある場合には、必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の中で対応した方が効果的ではないか。低所得の方や働きたくても働けない方への支援についても、給付付き税額控除のみで対応するものではなく、こうした方々への支援として生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、既存の社会保障制度において適切に対応すべきではないか。制度の目的に応じた役割分担、支援の在り方を明確にすることが重要。
- 低年金の方に対しては、年金制度等の既存の制度の中での対応を議論していくべきではないか。こうした点も含め、低所得者への対応は、年金制度や生活保護など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度の中で解決すべき課題ではないか。

(実務者会議における主なご意見)

- 事務負担を軽減し、スピード感を持って制度を導入するため、働いている人に限定した制度としてはどうか。具体的には、社会保険料を払っている方に絞って実施するという考え方はどうか。
- 給付対象をスタート時にどのように設定するか。週 20 時間以上などとすることもあり得るが、社会保険料を払っていなくても、ダブルワークをしており、統合すると社会保険料を払えるが、今の仕組みでは払いたくても払えないといった方々もいる。社会保険料を払っていなければ対象から外すのか、整理できればと思う。
- 現役勤労世代の「現役」とは何か、働いている高齢者をどう考えるか。また、仮に 65 歳以上は対象外とした場合は、60 歳から年金もらっておられる方々をどう考えるか、在職老齢年金をどうしていくか、についても考えていかなければならない。
- 勤労している高齢者の方が年金を受け取っている場合、その年金収入は所得に入るのかどうか。賦課方式のため性質が異なるという考え方もあり得るが、本人は保険料を払っているため、将来の金融資産であるという意識を持っている方も多数おられる。また、在職老齢者年金との兼ね合いもある。見直しをするべきという声もある中で、全額もらえるようにするのかどうか。
- 世代という言葉や高齢者の捉え方について、もう少し詰めないで混乱が生じるのではないか。

## 支援の対象

- 勤労世帯の給付に絞るというのは分かるが、全社会的に公平感を維持できるのかという点は政治家として留意したい。翁カーブを参照するのは分かるが、対象から外れた層からは必ず不満の声があがる。給付の対象を限定することは容易ではない。
- 最初は現役の中・低所得者層の子育て世帯を中心にということになった場合、取り残された層があるのはメッセージとしてよくない。例えば、高齢者について、消費税を8%から10%に上げた時に、満額の年金で足りない人に年金生活者支援金として5,000円程度上乗せしたが、これが本当に足りているのか、生活保護を広げないのであれば、この給付金をどうするかも論点として残っているので、その点は今後ちゃんと議論するというメッセージが必要。
- 自営業者について、低所得者でも、高所得者と同じように定額の年金保険料を払わなければならないという逆進性がある。加えて、足下フリーランス対策が進んでいる中で、そこが取り残されるという場合には時代に逆行。そうした点についても今後議論していくとの発信が重要。
- 「生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、新たに導入される給付付き税額控除とは、棲み分けを行うべきではないか。」とあるが、日本では低所得者向けの既存制度が多数あるため、基本的にそちらの制度でやるということになるのではないか。
- それぞれ異なる制度で棲み分けをするという考えはあり得るが、生活保護の捕捉率の問題、生活困窮者自立支援制度の問題、子育て世帯を対象とした様々な制度の問題、それぞれの十分性・不十分性も併せてしっかり考えなければ、抜け落ちている点が改善されないままに、給付付き税額控除が導入され、極めて不十分なことにならないか、という懸念を個人的に持っている。
- 給付付き税額控除の対象となる年収の最下限を、いかにゼロに近づけていくことができるか。もちろん技術的な限界があると思うが、第2の壁を作らないということが重要である。給付付き税額控除、既存制度の双方の対象にならない方がいるということになると、我々として一番光を当てるべきところに当ててないということになるのではないか。

## 支援の対象

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 中低所得者の負担軽減、就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点から、中低所得の勤労世代を支援の対象とするのではないかな。
- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、一定の勤労性の収入があり、一定の社会保険料負担がある者を対象とすることも考えられるか。具体的な基準は、様々な勤務形態や働き方がある中で、どのような考え方に基づいて設定するのか。(＊)
- 高齢者については、高齢者世帯の純負担率の分析によると、現役と比べて税・社会保険料負担は重くなく、年金給付等もあり、純負担もマイナス(受益超過)。支援の対象とする必要性は乏しいのではないかな。他方で、就労する中低所得高齢者についてはどのように考えるか。(＊)
- 就労意欲の向上の観点では、単身者も支援の対象であり、自営業者についても検討する必要があるのではないかな。
- 給付付き税額控除と既存の社会保障制度の双方から取り残され、必要な支援が行き届かない層がないことが重要であり、既存の制度における様々な課題も踏まえつつ、政策目的に照らして適切に役割分担をしたうえで、議論を進めていくのではないかな。
  - 給付付き税額控除は、税・社会保険料の負担と現金給付を一体的に捉え、純負担率を総合調整するという意義があるものだが、全ての政策課題を解決できるというわけではない。課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきではないかな。
  - 低年金、低所得の方や働きたくても働けない方への対応については、年金制度や生活保護、生活困窮者自立支援制度など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度での対応状況を踏まえながら解決する課題ではないかな。
  - また、国民年金や国民健康保険の減免制度など、所得に応じた負担軽減措置が既にある場合には、それらを必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の状況も踏まえながら対応を検討するべきではないかな。

## 執行等について(p.24～p.32)

(有識者会議における主なご意見)

- 今回議論している給付付き税額控除の長所は、所得を把握した上で、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられることにあり、この政策の意義を丁寧に説明していくことで、米国のような狭義の給付付き税額控除ではなく、給付に一本化したとしても、国民にとって分かりやすい政策とすることはできるのではないかと。
- 税額控除と給付を組み合わせることは、事務の複雑化を招くが、その支援を給付に一本化しても受益者の経済的利益は概ね同じではないかと。政策効果に違いがないのであれば、給付のみとする選択肢もあり、シンプルな制度設計や、事務の効率化、スピード感を持った支援につながるのではないかと。諸外国の例として、米国などのように全員に確定申告を義務づけている国は給付と税額控除を組み合わせているが、そうでない国で最終的に給付のみとなっている例があることも踏まえ、できれば給付に一本化した方が効率的なのではないかと。
- 就労インセンティブを向上させることを組み込んだ家計支援につながるのであれば、給付に一本化してもよいのではないかと。
- 実施主体の検討にあたっては、国か地方自治体かという二者択一で考えるのではなく、どちらが主たる役割を担うのか、それぞれの強みを踏まえて、国と地方が協力して運営していくことを基本的な考え方とし、互いに良き理解の下、丁寧に役割分担をしていくべきではないかと。
- 役割分担について、全国一律で標準化することが効率的な事項、例えばシステム面を含めたインフラ整備については国が対応すべきではないかと。一方、現場でしかできないことは、住民との信頼関係を築いている地方自治体を中心に対応すべきではないかと。国と地方が連携し、オールジャパンでの取組とすべきではないかと。その際、役割分担は固定的なものとするのではなく、情報インフラの進展等を踏まえ、変わり得るものと考えられるべきではないかと。
- 個人ごとの所得の名寄せに際し、マイナンバーの不記載・誤記載も多いため、現場の実務では、住所や氏名等も用いて突合する作業が生じるところ、土地勘がある市区町村の職員の方が、国の職員より判別しやすいと考えられる。支援の方

## 執行等について

法を給付に一本化する場合、市区町村が執行主体となる方が現実的であり、国・地方全体で考えた時に負荷が少なく、公平な運営が行いやすいのではないかと。

- 過去に地方が事務を担った給付金に係る事務では、口座情報の確認作業や外部からの問合せ対応等の負担が大きかった。特に定額減税の対象と見込まれる方に、減税額の確定を待たずに前倒しで推計により給付し、後から差額を追加支給する仕組みは、緊急的な経済対策という位置づけの中で迅速な支給を優先するためのものであったが、事務負荷が非常に高かった。恒久的な制度においては、対象者の収入が確定してから支援することを検討すべきではないか。
- 制度の導入にあたっては、自治体の事務負担にも影響があるのではないかと不安を感じる声がある。地方に役割が求められるのであれば、制度設計や地方の役割を明確にし、国と地方の間の丁寧な協議が必要。
- 事務負担について、実施主体が誰であろうと、早期かつ円滑に実施していくことができるよう、事務負担を十分考慮して、わかりやすくシンプルな制度設計とするとともに、執行面についても、継続的に改善を検討し、見直していくということが重要ではないか。
- 必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要ではないか。
- コロナ禍の反省を踏まえ、国が困窮者を特定し、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とするデジタル基盤を構築することが喫緊の課題。支援単位を個人とするならば、基本的に国による給付が可能ではないか。国の責任で必要なインフラを整備していくことが重要だが、早期の制度導入の観点から、中長期の工程表を示したうえで、まずは市区町村に役割をお願いするということが選択肢ではないか。
- 事業主が制度執行の一部を担う場合には、企業の現場の事務負担について十分配慮すべきである。情報連携等を通じて制度全体で効率化を図りつつ、関係者が納得できる形で進めていくことが重要ではないか。
- 中小事業者では対応が難しいのではないかと。また、法律により事業主に給付を強制すること、2箇所以上への勤務の場合への対応については難しいのではないかと。

## 執行等について

- 現行制度の下では、被用者が負担している社会保険料の内訳（年金・医療の別等）は、事業主は把握できるが、市区町村においては必ずしも確認できない。社会保険料の納付を要件とし、事業主を経由しない形で支援を行う場合には、市区町村において必要な情報を効率的に得られるよう、給与支払報告書の様式などの改正が必要ではないか。
- 新たな制度を実施するにあたっては関係者に相応の負担がかかる。必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要ではないか。また、将来的な制度設計や最終的な着地点も考慮しながら、情報連携やDX化等による業務効率化を図ることが重要ではないか。
- マイナンバーや公金受取口座の活用、行政のデジタル化、情報連携を一層行うべきではないか。一方で、口座登録率の向上、口座情報の正確性の継続的な確保などの課題も解決すべき。
- 手続きの簡素化と住民の利便性向上や、きめ細かな支援の観点から、支援は申請型ではなく、自治体が把握する情報に基づいて給付対象者に通知を行うプッシュ型の仕組みとするべきではないか。
- 国が実施する場合、振込件数の制約等から、日銀や民間の金融機関におけるシステム改修が必要となることを踏まえれば、2～3年ではシステムによる対応も難しいのではないか。さらに、システム上の対応以外にも、組織や体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現には相当の期間を要するのではないか。
- 給付事務のすべてではなく、算定ツールや給付支援サービスについて国が一括で整備すれば、より迅速に対応できるのではないか。
- デジタル基盤やマイナンバー等、長年課題とされてきたインフラや制度が整備されてきたため、これらを活用する方向で検討を進めるべき。特に、制度の早期かつ円滑な導入の観点からでは、所得情報等の把握に関し、まずは税情報等の既存の情報インフラを十分に活用することが望ましいのではないか。
- 住民票上の世帯といっても多様であり、その全てに対応しようとする制度が複雑になる。公平性の観点から世帯の所得を把握する場合でも、できるだけ既存の仕組みを活用することを検討すべき。

## 執行等について

- 既存の情報インフラで把握される所得の範囲等を確認し、それらを組み合わせることにより、支援の対象者を適切に把握することができるか、検証していく必要があるのではないか。
- 新たな制度の執行に伴い、所得情報等の把握の仕組みが大きく変わるのであれば、システムの変更や現場の体制の変更等が必要となるため、十分な準備期間を設けた上で、段階的に対応していくのではないかと。所得把握と迅速な給付を可能とするインフラの整備の重要性を関係者間で共有し、政策課題に対し効率的・効果的に取り組む手法について検討していくべきではないかと。
- これまでの臨時給付金のようなアドホックな措置は、本来は危機対応に限定されるものだ。近年は中低所得者に支援が必要ということはコンセンサスになっており、今回の制度の検討にあたり、法的関係も含めて整理すべきではないかと。
- 行政のサービスの質に影響を及ぼすことがないようにしてほしい。地方の財政基盤に配慮してほしい。
- 具体的な支援額や恒久財源の確保、財政規律とのバランスについて議論が必要。

### (実務者会議における主なご意見)

- 給付付き税額控除の税額控除をどうするかという議論については、色々な事務の煩雑さを踏まえると、給付一本とするのが望ましいのではないかと考えている。その方が事業者にとっても対応するための負担が小さいと思われ、また、いくつかの国が税額控除も入れてスタートしながら、給付の方に収斂していったというような事実もある。
- 時間軸を考えると、シンプルな制度設計と、効率化、スピード感の観点から、給付に一本化していくことに一定の利はある。一方で、税額控除が実際に行われている国もある中で、緊急性を優先し、スピード感をもった制度の導入を目指すために一本化することなのか、もしくは将来にわたって給付に一本化することなのかについて、整理が必要ではないかと。
- 給付に一本化するのであれば、給付付き税額控除の名前も変えるべきではないかと。

## 執行等について

- 税・社会保険料についてはマイナンバーで把握されており、現役勤労世帯の負担軽減という目的であるならば、実際の給付に代わって社会保険料の負担を減らすことで、自治体における給付事務の手間をなくすという制度設計もあり得るのではないか。
- 定額減税の際は、地方自治体や請け負った企業に大きな負担が生じたということだった。全国の市町村で相当人員も減っており、国で地方の負担感を減らすというのは簡単ではない。2、3年で拙速してやるよりは、国全体で持続可能な制度をきちんと作るべき。
- これまで自治体にとって一番難しかったことは、対象者が誰かを特定することである。税額控除との組合せとするか、給付に一本化するかという点については、いずれでも大きな違いはないのではないか。
- 執行の主体については、まずこの政策目的が一体何であるのか、その実現のためにはどのような政策が望ましいのかということをも整理し、その上で執行はどのような形とすべきかを考えた方が、執行主体を先に決めてから議論するよりも、より良いものができると思う。デジタル庁の資料によれば、国が執行主体として給付する場合には2、3年かかるということだが、それが例えば、地方主体になった場合、国のシステムとしてどのような課題があるのかを伺いたい。一方で、国が主体としてシステムを設計して給付する場合、システム以外の点ではどのような課題があるのか。
- 実施主体については、国が主体となるべきであり、その上で、自治体が法定受託事務等で、例えば確定申告のように協力するというような形が望ましいのではないか。
- 例えば、地方が法定受託事務として、簡素な要件で実施する場合に、どの程度の時間がかかるのか。スピード感を持って導入することを念頭に置くのであれば、少し前提を置いて議論することが重要ではないか。
- 対象者の考え方と実施主体の問題は密接に繋がっているので、同時並行で議論していくべき。地方住民税において「収入ゼロ」以上の全てについて、賃金所得、給与所得は把握をされているということであり、事業主は自ら雇っている労働者に対しての賃金支払い、また社会保険料をもちろん把握している。支給対象者

## 執行等について

のカバー率と、仕組みの簡便さの双方を踏まえて、両者のデータ連携の方法について検討すべき。年金・医療に比べると少額だが、雇用保険もある。雇用保険は、2年後には、週 10 時間以上の労働者に要件が引き下げられ、年金もそれに近づけていくという国会の附帯決議があるため、対象範囲が広がってくる。給付付き税額控除についても対象を広げるべきだと考えており、こうした観点も踏まえ、実施主体についてご検討いただきたい。

- 早期の実施に向け、国と地方が一体となってやっていくという考え方が大切だと思う。国で情報を一括で吸い上げるという形だけではなく、まずは地方主体でやってもらうという考え方もあるのではないか。
- 所得税のみを対象とする「簡易版の給付付き税額控除」、すなわち、「確定申告と源泉徴収を活用した給付と控除」の仕組みを採用すべき。実施主体は国税当局のみとなり、今年度から可能。例えば、自営業者は確定申告で対応し、非課税ライン以下の方は、確定申告した場合に限って給付が得られるとする。給与所得者について、会計ソフトが新制度で更新されれば自動的に計算されるだけなので事業主の事務が極めて煩雑になるということはないだろう。事業主の負担回避のため、国税当局から事業主への所要額の支給後に、事業主から従業員に対し給付する形とする、といったことも考えられるのではないか。とにかく、スピード感が最も重要であり、早くできるのなら食料品消費税率ゼロは実施する必要がないということになる。
- インフラ整備について、コロナの際の定額給付金では、地方に大きな負担がかかって大混乱が起きた。今回給付に一本化するにあたって、仮に自治体に負担をお願いする場合には過大な負荷がかかる。将来的にも、金融所得を把握するシステムを作るにはやはり4、5年かかるというような課題が、次々に出てきている。自治体システムの標準化を進めるというやり方が正しいのか。これを機に、どういった自治体でも、アクセスをすれば使うことができるような、基本的なインフラ整備を国の責任としてやっていく必要があるのではないか。
- インフラ整備については、中長期的にどのような制度を作っていくべきかという理想像を踏まえ、国として中長期的に進めていくべきではないか。

## 執行等について

- 国で給付を行う場合、現案では3年程度かかるということだが、松竹梅のように、例えば、1年でやる場合、2年でやる場合でそれぞれ何ができるのかということ、比較可能な形でプランを複数お示しいただきたい。
- 国が給付する前提にとらわれず、自治体の実施主体となる場合も含め、一番早くできるプラン、時間をかける場合のプランなど複数の案をご検討いただきたい。また、本当に2、3年かかるのかという検証を行うため、現案についても、何にどれくらい時間がかかるのかを明示した、具体的な工程表を示していただきたい。
- デジタル庁は、自分たちですべてのシステムを作り、データの名寄せを行い、給付まで行うということを考えているようだが、既存のデータベース等を活用することでもっと時短するということは考えられていないのか。
- 本当に2、3年かかるのだとしても進めていくべきものだと考えている。例えば、食料品消費減税を行う場合と比較し、今後このシステムがあれば、将来的に何かコロナのようなことが起きた際にも迅速な給付ができ、良い意味でのレガシーになっていくと期待できる。
- 給付付き税額控除は中途半端な制度を作ると不公平感やエラーが大きくなる。95%程度の精度を目指し、地方に負担をかけずに国が情報を管理できるような完璧なシステムを目指すべき。このために給付付き税額控除の導入に時間がかかるならば、食料品消費税率ゼロを進めていくべき。

## 執行等について

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 本制度の執行に係る主体が誰であろうと、早期かつ円滑に実施できるよう、事務負担を十分考慮した制度設計にするとともに、執行面についても、情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していくのではないかな。
- 新たな制度の意義は、所得を把握した上で、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられることにあるのではないかな。また、税額控除と給付の組合せは制度が複雑となる。こうした観点や、事務の効率化を図る観点から、狭義の給付付き税額控除として税額控除と給付を組み合わせるのではなく、所得に応じた給付に一本化してはどうか。  
(\*)
- 必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要ではないかな。
- 事業主が事務を担うことについては、中小事業者において対応が困難ではないかな。また、勤務先が複数ある者についても対応困難ではないかな。
- 本制度の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていくのではないかな。国と地方が連携したオールジャパンでの取組とすべきではないかな。
- 役割分担について、システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応することを基本とする一方、住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応することが考えられるか。また、役割分担は固定的なものとするのではなく、情報インフラの進展等を踏まえ、変わり得るものと考えべきではないかな。(\*)
- 地方に役割が求められるのであれば、制度設計や地方の役割を明確にし、国と地方の間の丁寧な協議が必要ではないかな。
- 新型コロナウイルス感染症蔓延時の対応の経験も踏まえ、デジタル基盤やマイナンバー等、長年課題とされてきたインフラや制度の整備が進められてきた。こうしたインフラを最大限に活用してはどうか。さらに、将来的な制度設計や最終的な着地点も考慮しながら、まずは既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更な

## 執行等について

る情報連携や DX 化等による業務効率化を図ることが重要ではないか。

- 過去の給付金事務において負担が大きかった口座情報の確認作業や外部からの問い合わせ対応等について対応策を講じることが重要ではないか。公金受取口座の一層の活用も重要だが、公金受取口座については、口座登録率の向上、口座情報の正確性の継続的な確保などの課題の解決が必要ではないか。
- 恒久財源をどのように確保すべきか。制度の趣旨に照らして、どのような財源が考え方として相応しいか。（\*）

## 給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度 (p.33～p.36)

(有識者会議における主なご意見)

- 現下の政策課題全てを「給付付き税額控除」により解決できるというわけではない。社会保険料の軽減措置拡充など、税制・社会保障制度上の対応も必要。また、構造的に純負担率を引き下げていく観点や所得再分配、応能負担の観点から、社会保険料全体の引下げに向けた医療・介護制度改革など税や社会保障の各制度の見直しを行うことについても、別途、継続的に議論する必要がある。
- 医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいるが、後期高齢者医療制度に留まらず、介護保険など他の社会保障分野にも金融所得勘案を広げていくことも検討すべきであり、給付付き税額控除の導入に向けた議論が、社会保障と税の一体改革を促す更なる触媒になることを期待。
- 課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきであり、国民年金や国民健康保険の免除制度など、所得に応じた負担軽減措置が既にある場合には、必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の中で対応した方が効果的ではないか。
- 低所得の方や働きたくても働けない方への支援についても、給付付き税額控除のみで対応するものではなく、こうした方々への支援として生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、既存の社会保障制度において適切に対応すべきではないか。制度の目的に応じた役割分担、支援の在り方を明確にすることが重要。
- 低年金の方に対しては、年金制度等の既存の制度の中での対応を議論していくべきではないか。こうした点も含め、低所得者への対応は、年金制度や生活保護など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度の中で解決すべき課題ではないか。
- 子育て世帯を対象とした既存の支援制度全体については、給付付き税額控除も踏まえ、見直しの議論をするべき。
- 給付付き税額控除を含む社会保障改革は、就労インセンティブを最大限に引き出す制度であるべき。第3号被保険者制度等、関連する制度についても、この機会に見直しを視野にいれて検討すべき。

## 給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度

- 全世代型社会保障の構築に向けた他の改革も併せて進めるべきだ。就労インセンティブの観点からは、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の加速が重要であり、次期年金制度改革を待たずに検討を進めるべき。適用拡大については、企業規模要件の撤廃が2035年まで10年をかけては問題解決に時間がかかりすぎるので、前倒しも視野に議論すべき。就業調整の調査分析結果を踏まえれば、就業調整問題は給付付き税額控除のみで解決できず、社会保障や税制の制度間の整合性に配慮した包括的な議論につなげていく必要があるのではないかと。
- 社会保障と税をめぐる根源的な課題について、中間とりまとめで明記し、夏以降も社会保障・税一体で制度横断的な視点を持ちながら国民会議等で議論を重ね、年末には社会保障改革等のロードマップを描くべき。

(実務者会議における主なご意見)

- 「生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、新たに導入される給付付き税額控除とは、棲み分けを行うべきではないか。」とあるが、日本では低所得者向けの既存制度が多数あるため、基本的にそちらの制度でやるということになるのではないかと。
- 既存の制度との棲み分けを行っていくべきという話もあった。我々の強い問題意識として、日本の生活保護制度は捕捉率が悪く、本来支援を受けるべき方が受けられないという現実があると考えている。生活困窮者自立支援制度も同様である。それぞれ異なる制度で棲み分けをするという考えはあり得るが、生活保護の捕捉率の問題、生活困窮者自立支援制度の問題、子育て世帯を対象とした様々な制度の問題、それぞれの十分性・不十分性も併せてしっかり考えなければ、抜け落ちている点が改善されないままに、給付付き税額控除が導入され、極めて不十分なことにならないか、という懸念を個人的に持っている。
- 給付付き税額控除と生活保護・生活困窮者対策の狭間を作ってはいけないという問題意識を私も持っている。給付付き税額控除の対象となる年収の最下限を、いかにゼロに近づけていくことができるか。もちろん技術的な限界があると思うが、第2の壁を作らないということが重要である。給付付き税額控除、既存制度の双方の対象にならない方がいるということになると、我々として一番光を当てるべきとこ

## 給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度

ろに当ててないということになるのではないか。

- 就労インセンティブの増加をこの制度で目指すのかは議論の余地があるのではないか。資料内で示された図を見ると、社会保険料における「年収の壁」の手当を今回給付付き税額控除で行おうとすると見受けられたが、それは本来社会保険料側で解決すべき問題ではないかとも思う。例えば、今後年収の壁が動いたときに、給付付き税額控除の金額設定を変えるのか、という議論も必要になる。複数のシステムが絡んでおり、給付付き税額控除は、特に勤労世代の中低所得者の生活を支援するところに特化しても良いのではないか。

## 給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度

### (主なご意見を踏まえた議論の素材)

- 今般導入を目指す新たな制度が、社会保障制度を取り巻く全ての政策課題を解決するものではないことを認識したうえで、既存の制度と適切に役割分担を行い、必要な人に必要な支援を届けることができるように改革を進めていくことが重要ではないか。
  - 低年金、低所得の方や働きたくても働けない方への対応については、年金制度や生活保護、生活困窮者自立支援制度など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度の対応状況を踏まえながら解決する課題ではないか。
  - また、国民年金や国民健康保険の減免制度など、所得に応じた負担軽減措置が既にある場合には、それらを必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の状況も踏まえながら対応を検討するべきではないか。
  - 就労の促進については、被用者保険の適用拡大等の取組を通じて、就労意欲を阻害しない仕組みの構築に取り組んできた。いわゆる「年収の壁」については、給付付き税額控除において対応するとしてもそのみで解決できる問題ではなく、他の関連する就労に係る支援や制度の改革を同時に進めていく必要があるのではないかと。具体的には、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速が重要であり、この機会に併せて検討を進める必要があるのではないかと。
  - 子育て世帯を対象とした既存の支援制度全体については、給付付き税額控除も踏まえ、見直しの議論をする必要があるのではないかと。
- 上記にとどまらず、給付付き税額控除の導入に向けた議論が、社会保障と税の一体改革を促す更なる触媒になり、社会保険料負担を含めた純負担率を構造的に引き下げていく観点、応能負担、所得再分配等の社会保障の機能改善の観点から、医療・介護制度改革など税や社会保障の各制度の見直しを、ロードマップを描きながら、継続的に議論する必要があるのではないかと。